

その他	公布年月日
市長と農業委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議についての一部を改正する協議	—

市長と農業委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議についての一部を改正する協議

市長と農業委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議について（平成17年4月1日合意）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第1 事務の委任 (農業委員会への委任事項) 1 市長は、次に掲げる市長の権限に属する事務を農業委員会に委任する。 (1) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号） <u>第4条第3項第1号</u> に規定する利用権設定等促進事業（同法第19条の規定による公告並びに同法第20条の2第1項の規定による勧告及び同条第3項の規定による公告は除く。）に関すること。  (2)～(9) [略] 2 [略]	第1 事務の委任 (農業委員会への委任事項) 1 市長は、次に掲げる市長の権限に属する事務を農業委員会に委任する。 (1) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号） <u>第4条第4項第1号</u> に規定する利用権設定等促進事業（ <u>同法第18条第2項第7号の規定による報告の受理及び同法第19条の規定による公告並びに同法第20条の2第1項の規定による勧告及び同条第3項の規定による公告は除く。</u> ）に関すること。  (2)～(9) [略] 2 [略]

附 則

この協議は、令和2年6月15日から効力を生じるものとする。